

第百三十三号議案

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年六月六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「」又は」の下に「特定小型原動機付自転車及び」を加える。

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

（提案理由）

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（令和五年国家公安委員会規則第五号）の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成十八年国家公安委員会規則第二十八号）の改正に伴い、信号機に関する基準を改める必要がある。

第百三十三号議案

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例